

社長のマネジメントをサポート

経営管理マガジン

3

March
2018



02 経営TOPICS

世界各国で巻き起こるレトロブーム ——デジタルとの融合が人気!?

03 データで見る経営

長時間労働は、
管理職の働き方が要因!? その①

04 税務・会計2分セミナー

観光を兼ねた海外出張費は、
どこまで経費として認められる?

05 労務ワンポイントコラム

試用期間中社員の解雇には要注意!

06 社長が知っておきたい法務講座

内部通報をしやすくする法律
『公益通報者保護法』とは?

07 増客・増収のヒント

物を消費しない時代に求められる
商品・サービスとは?

08 経営なんでもQ&A

取引先との居酒屋での飲食代は、
会議費として計上できる?

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所
住所：岐阜県各務原市那加桐野外ニケ所大字
入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号
フリーダイヤル 0120-016-555
TEL：058-380-6336

世界各国で巻き起こるレトロブーム —— デジタルとの融合が人気!?

近年、欧米や日本、韓国などでレトロブームが起こっています。中古品買取・販売サービスの『マーケットエンタープライズ』の調査によると、2017年のレコードプレーヤー販売量はCDプレーヤーの50%に迫る勢いだったようです。では、なぜ今レトロブームが起こっているのでしょうか？ 今回は、その理由と経営に活かせるヒントに迫ります。

大物アーティストが レトロブームの火付け役!?

数年前からジャスティン・ビーバーやカニエ・ウェストなどの世界的人気アーティストがカセットテープで楽曲をリリースする動きがあります。日本でも近年、松田聖子やアイドルグループのでんぱ組.incなどがカセットテープで新曲を発売したことが話題となりました。

なお、このようなレトロブームは音楽業界だけに限ったことではありません。近年、店舗数が減少傾向にあった“純喫茶”も「レトロな雰囲気落ち着く」と若い世代を中心に流行の兆しを見せています。また“フィルムカメラ”や“レトロゲーム”など、幅広いジャンルで昭和に流行したコンテンツが再び注目され始めているのです。

こうしたレトロな製品・サービスは、大人にとっては懐かしく、デジタルネイティブと呼ばれる“昭和を知らない平成生まれの若者”にとっては目新しさを感じられることが人気の理由といえるでしょう。「温かみや味わいがある」「シンプルな機能に愛着を感じる」というデジタルにはない、レトロ特有の魅力も人気の要因です。さらに“数量限定”で発売される製品が多いことで、“レトロ”という希少性を高めていることも重要なポイントといえるでしょう。

レトロブームを経営に活かす 秘訣とは？

また最近では、“デジタルとレトロを融合させたコンテンツ”が人気です。その一例として、“フィルムカメラ風に加工ができるアプリ”が挙げられます。あえてセピア色にすることで「温かみを演出できる」と話題

になっています。

近年、技術の進化によって動画や写真を鮮明に撮ることが容易になりました。しかし“インスタ映え”という言葉が流行したように、Instagramに熱中する世代は、撮影した画像や動画にひと手間を加えてオリジナリティを出すことを大切にしているようです。1つの技術を使いこなすだけでなく、複数の技術を駆使したい人々にとって、デジタルとレトロの融合はオリジナリティを出せる最適なコンテンツだといえるでしょう。

ブームに乗りつつも“飽き”を招かないためには、独創性や希少性を高めることが重要です。すでにある製品やサービスを提供するだけでなく、デジタルと融合させることでオリジナルの価値を見出すことができるでしょう。今後、新しい商品やサービスを企画・開発する際の参考にしてみたいはいかがでしょうか。



長時間労働は、 管理職の働き方が要因!? その①

政府主導で働き方改革が進むなか、長時間労働が改善されないことが問題となっています。そこで、2017年9月に発表された、HR総研と産業能率大学総合研究所の共同調査による『日本企業における社員の働き方に関する実態調査』をもとに、長時間労働の要因を2回にわたって探っていきます。

企業の約50%に 80H以上残業した社員がいる!

HRプロの会員および産業能率大学のクライアント企業307社を対象に働き方の実態調査を行ったところ、『1ヵ月あたりの残業時間が80時間を超えた社員がいる』と答えた企業は、全体の45.5%と約半数に上りました。

では、長時間労働の要因は何なのでしょう。要因を探るため、企業を以下の2グループに分け、それぞれの回答について比較してみました。

- (1) 良好群: 1ヵ月平均の実労働時間が180時間以下かつ平均年次有給取得率が60%以上の企業
- (2) 非良好群: 1ヵ月平均の実労働時間が181時間以上かつ平均年次有給取得率が60%未満の企業

かった順に見ていきましょう。

【1位】休暇の日でも対応しなければならない仕事がある 27.8ポイント差(良好群34.2%・非良好群62.0%)

【2位】所定の勤務場所に行かなければできない仕事である 24.7ポイント差(良好群26.3%・非良好群51.0%)

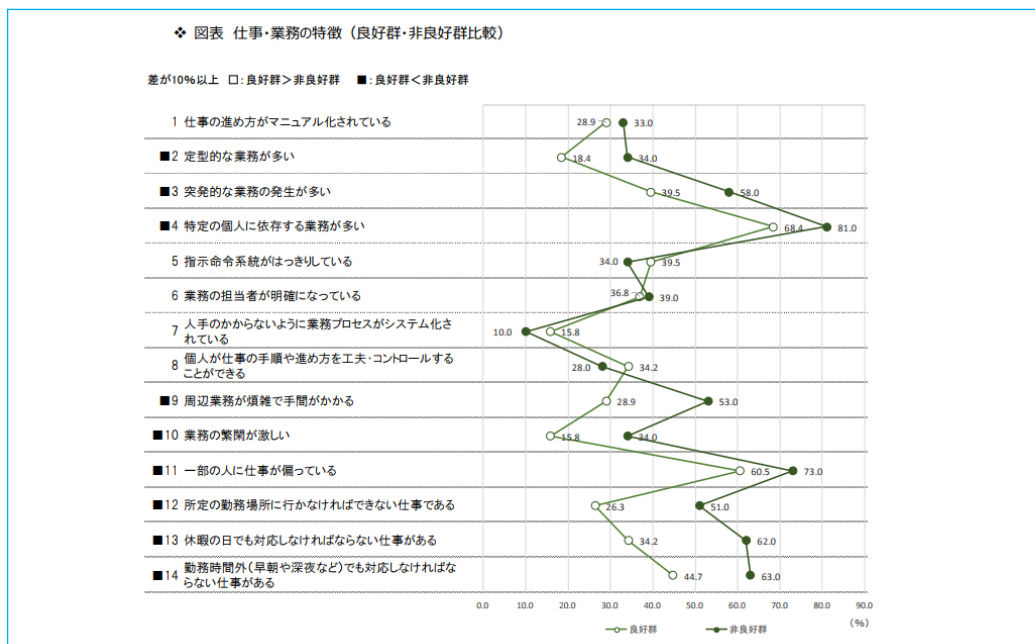
【3位】周辺業務が煩雑で手間がかかる 24.1ポイント差(良好群28.9%・非良好群53.0%)

日時を問わず、雑務や突発業務に追われたり、勤務場所の制約が大きいことが長時間労働の一因となっているようです。

今回は、『管理職と職場マネジメントの状況』について見ていきます。

休日出勤や雑務が 長時間労働の要因!?

『仕事・業務の特徴』について上記2グループに調査を実施。“当てはまる”と答えた2群の差が大き



観光を兼ねた海外出張費は、どこまで経費として認められる？

最近では視察と観光を兼ねた“海外視察ツアー”が人気ようです。視察と観光とでは支出する費用の目的が異なることになりませんが、その渡航が業務上必要で、かつ通常必要な金額であれば、海外視察などの経費は旅費として処理できます。では、観光を兼ねた海外渡航費の場合は、どのように処理をすべきなのでしょう？

海外渡航費用を業務と観光で区別する

海外へ視察や出張に行く際、ついでに観光を、ということもあるでしょう。その際の税務会計処理が曖昧だと、税務調査で指摘される可能性が高くなります。

観光を兼ねた海外視察費などの扱いについて、国税庁では次のように定めています。

『その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によりあん分し、法人の業務の遂行上必要と認められない旅行に係る部分の金額については、当該役員又は使用人に対する給与とする』

つまり、海外渡航費用の税務上の取扱いはその目的と内容により異なり、原則として業務に関連する部分は“旅費”、会社が負担した観光に関する部分はその役員等の“給与”とされます。また、視察旅行をしたのが得意先など外部者の場合には“交際費”とされます。

"業務従事割合"を算出する

海外渡航費の旅費としての損金算入額または必要経費算入額を計算するには、旅行日程を業務と観光とで分ける必要があります。日数の区分については、昼間の通常業務時間（約8時間）を1.0日として、おおむね0.25日単位で日数を割り出します。そして、その日数を以下の式に当てはめ“業務従事割合”を算出します。

『視察などの業務に従事した日数』÷（『視察などの業務に従事した日数』+『観光した日数』）＝業務従事割合

この業務従事割合が50%以上であれば、海外渡航が業務遂行上必要であると認められるため、飛行機の往復運賃とその他の旅行に要する費用に業務従事割合を乗じた金額が旅費として認められます。

行程表や領収書などの証明できるものを保管しておきましょう

下記に該当するものは原則として業務に関連するものではないとされています。

- ① 観光渡航の許可を得て行う旅行
- ② 旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- ③ 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

ただし、実務上わざわざ就労ビザを取得しないで観光ビザで行く場合も多いと思いますので、業務への関連性があることをきちんと説明できれば、旅費としての計上は可能だと考えられます。

また、役員が、その親族又は業務に常時従事していない者を同伴した場合、会社が負担した同伴者の旅費については、特別な場合を除き、同伴させた役員等の給与とされます。

海外渡航費は税務調査の際に必ずと言っていいほど確認される項目です。業務上必要なものであるかどうか・同伴者はいるか等は、エビデンス（旅行会社等による行程表、移動、宿泊、飲食関連の領収書等）等をもとに確認されますので、しっかりと保管・記録しておきましょう。